

資 料

(空白ページ)

【 資 料 】

学校安全計画（例）	9 6
学校安全に関する基本的指導事項	1 0 6
学校行事における安全上の配慮事項	1 0 9
学校における転落事故防止のために	1 1 2
安全点検実施要領（例）	1 1 3
安全点検表（例）	1 1 4
学校保健安全法（抄）	1 1 7
学校保健安全法施行規則（抄）	1 1 8
幼稚園教育要領（抄）	1 1 9
小学校 学習指導要領（抄）	1 2 0
中学校 学習指導要領（抄）	1 2 5
高等学校 学習指導要領（抄）	1 2 9
特別支援学校 学習指導要領（抄）	1 3 4
子ども110番の家 活動マニュアル	1 3 7
文部科学省「防犯のしおり」	1 4 0
石川県警察IP防犯ネットワーク	1 4 2
救急事例の取り扱い	1 4 3
児童生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について	1 4 4
緊急地震速報利用の心得	1 4 6
警察署 一覧	1 4 7
関係機関 一覧	1 4 8
一次救命処置の手順	1 5 2
心肺蘇生法の手順	1 5 3

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例（幼稚園）

月	4	5	6	7・8	9	
安全	<p>○園内の安全な生活の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登降園の仕方 ・遊びの場や遊具（固定遊具を含む）、用具の使い方 ・小動物のかかわり方 ・困ったときの対応の仕方 <p>※5歳児：新しく使える遊具や用具、場所の使い方</p> <p>○子ども110番の家</p> <p>○園外保育での安全な歩き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・並ぶ、間隔を空けない等 	<p>○園内の安全な生活の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活や遊びの中で必要な道具や用具の使い方（いす、はさみ、箸等） ・小動物の世話の仕方 ・通園バスの乗り降りの仕方や待ち方の約束を知る <p>○集団で行動するときの約束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人で行動しない 	<p>○雨の日の安全な生活の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨具の扱い方、始末の仕方 ・廊下、室内は走らない <p>○水遊びのきまりや約束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備体操 ・プールでの約束 <p>○家に帰ってから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知らない人についていけない ・「いかのおすし」の約束を知る <p>○乗り物に関する約束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車中での過ごし方 	<p>○夏季休業中の生活について安全で楽しい過ごし方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火の遊び方 ・外出時の約束 ・一人で遊ばない <p>○水遊びのきまりや約束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備体操 ・プールでの約束 	<p>○生活のリズムを整え、楽しく安全な生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登降園時の約束、遊具・用具、固定遊具の安全な使い方 <p>○水遊びのきまりや約束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備体操 ・プールでの約束 ○戸外で体を十分動かして遊ぶ <p>○集団で行動するときの約束</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合の合図・友達との歩行 	
	交通安全	<p>○安全な登降園の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初歩的な交通安全の約束 	<p>○道路の安全な歩き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標識、標示（とまれ等）の意味 ・安全確認（左右を見る）の仕方 <p>※5歳児：交通公園で体験を通しての安全指導（信号の見方）</p> <p>○親子路上安全教室</p>	<p>○雨の日の安全な歩行の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傘の持ち方 <p>○園外保育での安全な歩き方</p>	<p>○交通安全に関する約束を再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛び出し ・道路では遊ばない ・自転車に乗るときの約束（保護者の付き添い） ・自動車の前後の横断 	<p>※4歳児：園外保育（交通公園）を利用、信号の見方</p> <p>○遠足・園外保育での交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の端を歩く ・ふざけながら歩かない
	育	<p>○避難（防災）訓練の意味や必要性</p> <p>○避難の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の合図（サイレン、放送等） ・「おかしも」の約束 ・防災頭巾のかぶり方 	<p>〈火災：サイレン、放送で伝達〉</p> <p>※3・4歳児：集合場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災時は靴を履きかえない <p>※5歳児：自由に活動している場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示を聞いての避難 ○消防署の指導による煙体験（姿勢を低く保つ） ○光化学スモッグに対する注意事項 	<p>〈地震：サイレン、放送で伝達〉</p> <p>○地震のときの避難の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下に潜る ・避難時は靴を履く <p>○園庭にて保護者への引渡し訓練</p>	<p>〈火災：火災報知機・放送にて伝達〉</p> <p>○放送・教職員の指示を聞き、避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用滑り台で避難 ・ハンカチを鼻、口に当てる ・持っているものは置いて避難 	<p>〈地震・警戒宣言発令〉</p> <p>○大地震が起きたときの避難の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室にて保護者への引渡し訓練（保護者は徒歩）
	行事	入園式	園外保育・遠足	園外保育・遠足 プール開き	終業式 夏季休業日	始業式、プール納め 園外保育・遠足
	安全管理	<p>○安全点検表の作成</p> <p>○園内外の環境の点検、整備、清掃</p> <p>○保育室の遊具、用具の点検、整備、清掃</p>	<p>○園外保育・遠足等の目的地的実地踏査</p> <p>○消防署の指導により教職員の通報訓練、初期消火訓練</p>	<p>○幼児の動線を考え、室内での安全な遊びの場づくりの工夫</p> <p>○プールの清掃、水遊びの遊具、用具の安全点検</p>	<p>○夏季休業中は園舎内外の施設、設備の見回り</p> <p>○新学期が始まる前に、保育室内外の清掃、遊具、用具の安全点検</p>	<p>○使い慣れた遊具、場所の安全指導の徹底</p> <p>○危険な行動に対する、教職員同士の共通理解、指導の徹底</p>
組織活動（研修含む）	<p>○保護者会、園だよりで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園生活を安全に過ごすためのきまり、約束を連絡（登降園の仕方、園児引渡しの仕方、出欠の連絡、けが、病気に関する連絡方法、災害時の対応） ・通園状況の把握 ・緊急家庭連絡網の作成 <p>○春の交通安全運動</p> <p>○遊具の安全点検の仕方について研修をする</p>	<p>○保護者会、園だよりで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断の結果連絡、健康で安全な生活についての意識の高揚 ・緊急家庭連絡網を使い、電話連絡の練習 ・路上での実際指導 ・光化学スモッグ警報発令時の対応の仕方連絡 <p>○心肺蘇生法（AED含む）の研修をする</p>	<p>○保護者会、園だよりで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水遊びのための健康管理 ・夏の生活に必要な安全（雨天時の歩行、登降園時に親子で注意、熱中症への配慮） <p>○幼児の交通事故の現状について警察署からの話を聞く</p>	<p>○保護者会、園だよりで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署より交通安全及び防犯（誘拐）について講話 ・夏季休業中の過ごし方（健康生活、落雷、台風などの気象災害への配慮事項の確認） ・地域が行っている防犯パトロールについての情報交換 <p>○不審者との具体的な対応の仕方やいろいろな道具の使い方について、警察署から実際指導を受ける</p>	<p>○保護者会、園だよりで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通園路を見直し、安全な通路、危険な場所の確認 ・生活リズムの調整、体調への十分な配慮を依頼 ・警戒宣言発令時の避難行動、引取り訓練 ○秋の交通安全運動 	

10	11	12	1	2・3
<ul style="list-style-type: none"> ○様々な遊具の安全な使い方、遊び方 ・ボール（ける、投げる等）の遊び方 ・縄跳びの縄の扱い ※5歳児：後に使う人の安全を考えた片付け方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な遊具や用具の安全な使い方、片付け方 ・目打ち、段ボールカッター等 ○不審者対応 ・不審者が園に侵入したときの避難の仕方 ○集団で行動するときの約束 ・教職員の指示を聞き、自分から気を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○体を動かして遊ぶ・室内にこもらず、戸外で遊ぶ ○危険につながる服装 ○冬の健康な遊び方、安全な行動の仕方 ○誘拐の防止 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 	<ul style="list-style-type: none"> ○進んで体を動かし、安全で活発な行動 ・室内にこもらず、戸外で活動 ○園生活に必要な約束やきまりを自分から気付き、守る ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身の回りの安全に自ら気付き、判断し行動する。 ・担任以外の教職員の指示 ○異年齢の交流場面での安全に関する自主的な約束の確認 ○暖房機の危険性、安全に関する約束 ○雪の日の安全な遊び方、身支度の仕方
<ul style="list-style-type: none"> ○信号の正しい見方 ・点滅しているときの判断の仕方、適切な行動 ○警察の指導による交通安全 ・安全な登降園の仕方、自転車の乗り降りの仕方、道路の渡り方 ○バスの中の安全な過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> ○登降園時、園外保育の交通ルールを自分から気を付け、守る ・自分の耳と目で確かめる習慣 ○電車の乗り降り、車中の安全な過ごし方 ○子ども路上歩行訓練園のまわりの道路を子どもだけで歩く 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な状況、場面での交通ルール ・道路の横断 ・駐車中の自動車の前後の横断 ・信号が点滅している時の行動の仕方など 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な状況、場面で、自分で判断する ・自分の耳と目で確かめる習慣 ・交通量の多い道路での歩行、横断 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全のために、自分で判断して行動する ・降園後の生活 ※5歳児：小学校付近の道路の危険な場所、安全な歩行の仕方
<p>〈火災：肉声で通報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「火事だ」の声による通知、速やかな避難行動 ・周囲の状況、そばにいる教職員の指示 ・第二次避難場所まで避難 	<p>〈地震：サイレン、放送で伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れが続いているとき ・頭を守る、危険のない場所 ・指示があるまで動かない等 ※5歳児：起震車により大地震の揺れを体験、地震のときの基本動作（親子で体験） 	<p>〈地震、火災発生：サイレン、放送で伝達〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次避難場所へ避難 ・防災頭巾をかぶっての安全な歩行 	<p>〈火災：予告なし〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周囲の状況、放送やそばにいる教職員の指示 ○消防署から指導 ・火災の怖さ、火事発見時の適切な行動 	<p>〈地震・火災：予告なし〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大きな揺れが続いているときの自分の身の守り方
<p>運動会園外保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠足（バス） 	<p>園外保育・遠足</p>	<p>終業式 冬季休業日</p>	<p>始業式 園外保育（風上げ）</p>	<p>終業式</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○戸外での遊び、遊びの場、幼児の遊びの動線への配慮 ○園外保育を利用し、信号機の見方、道路の歩き方等の体験的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○電車を使つての遠足では、使用する駅のホームの状況も含めて遠足の実地踏査 	<ul style="list-style-type: none"> ○暖房設備の点検、使用するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○室内での遊び、狭い遊び場での安全管理・教職員同士の連携・調整 ○暖房の温度、室内の換気に留意 ○戸外での遊びの奨励 ○教職員の消火訓練（消防署の指導） ○積雪時の園庭、園舎の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年間の安全点検の評価・反省 ○次年度の防災組織等の再編成
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・戸外での活動、徒歩での通園などへの協力依頼（ノ－自転車デー） ・警察の指導により、登降園の様子、幼児が自分で判断し、安全な歩行の仕方を身に付けるための指導協力 ・消防署から消火、通報訓練を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・消防署の指導（起震車で地震体験、家庭で地震が起こった場合の対処の仕方） ・子ども路上歩行訓練時の安全確保の協力 ○不審者への対応について実技研修をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・冬休み中の健康で安全な生活について園だより等で周知 ・年末年始の地域の防犯、防災活動に関心をもち、幼児に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・登降園時の安全、大地震発生時の避難場所、連絡方法などを再確認 ・降雪時の登降園時の歩行、身支度などへの配慮について連絡と協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会、園だよりで ・就学に向けての心構え（危険な道路、場所を教える等） ・春休み中の生活について、園だより等で連絡 ○園内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (小学校)

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	
道徳		規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	
安 学 習	生活	・地域巡り時の交通安全 ・安全な登下校 ・遊具の正しい使い方	・野外観察の交通安全 ・移植ベラ、スコップの使い方	・公園までの安全確認	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	
	理科	・野外観察の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、移植ごての使い方	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	
	図工	・はさみ、カッター、ナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンパスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜き の使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニス の使い方	・作品の安全な操作	
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	
	体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全		・鉄棒運動の安全	
	総合的な学習の時間	「○○大好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)					
教 育 指 導	学 級 活 動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家の場所	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束
		中学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ●誘拐の起こる場所	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室(3年生)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の安全な服装
		高学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●交通事故から身を守る ◎身の回りの犯罪	●休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ●交通機関利用時の安全 ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ●自分自身で身を守る ◎防犯教室(4、5、6年生)	●夏休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備の仕方 ●落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●運動時の事故とけが
	児童会等 の活動	・新1年生を迎える会 ・クラブ活動・委員会活動開始			・児童集会		
	主な学校行事	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・防犯避難訓練	・自然教室 ・プール開き		・防災引き取り訓練 ・交通安全運動 ・防災避難訓練(地震)	
	安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定	・プールでの安全のきまりの確認 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方
対物管理		・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認(点検方法等研修含む)	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	
学校安全に関する組織活動	研修	・登下校時、春の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール	・登下校時、秋の交通安全運動期間の教職員・保護者の街頭指導 地域パトロール	
	研修	・遊具等の安全点検方法等に関する研修 ・通学路の状況と安全指導に関する研修	・熱中症予防に関する研修	・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制、マニュアルの点検) ・心肺蘇生法(AED)研修(PTA含む)		・防災に関する研修(訓練時)	

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・たけひご、つまようじ、きりの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラーの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・スコープ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方
・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い方	・竹ひご、細木の使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、釘抜きの使い方	・木槌、ゴム、糸のこぎり、ニスの使い方	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止（保健）	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」(5年)「社会の一員として活動しよう」(6年)					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ●安全な登下校	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ●危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ●校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ●凍結路の安全な歩き方	◎「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に關係のある道路標識 ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすい時間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ●安全な登下校	◎冬休み中の事故やけが ●凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ●安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ●暖房器具の安全な使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・地区別運動会 ・収穫祭と子ども祭り	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災)			・学校安全集会	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
	・防災に関する研修(訓練時)	・応急手当(止血等)			・校内事故等発生状況と安全措施に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (中学校)

※学級活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目		月	4	5	6	7・8	9	
月の重点			安全な登下校をしよう	体育祭を安全にやりぬこう	梅雨期を安全に過ごそう	健康と安全について気をつけよう	災害に備えた生活をしよう	
道徳			生命の尊さ	集団の意義	自主自律	法の遵守	奉仕	
安全学	習	社会	・世界と比べた日本の地域的特色 (自然災害と防災への努力)					
		理科	・理科室における一般的注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備		薬品検査	・自主研究の実験場の注意 ・電気についての知識	
		美術	・美術室における一般的注意	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方	
		体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施錠や用具の使い方	・自己の体力を知る ・集団行動と協力性 ・備品の点検整備 ・新体力テストの行いと測定の仕事	・水泳の事故防止について(自己健康管理)		・陸上運動の適切な場所の使い方と測定の仕方	
		保健分野	・心身の機能の発達と心の健康 (1年)	・傷害の防止 (2年)		・生活行動・生活習慣と健康 (3年)	・自然災害 (全学年)	
		技術・家庭	・施設・設備の使用上の注意 ・作業場所の確保と危険回避 ※「栽培」を行う場合は、農業の扱いに注意する。	・金属材料の性質と切断 ・日常での木製品の利用 ・ガスコンロの使い方 ・換気について ・ゴム管の点検	・工作加工機械や工具の安全や点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用 ・電気の安全な利用 ・食生活と健康	
		総合的な学習の時間	〈活動例〉「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害と町づくり」など					
教育	安全指導	学級	第1学年	●中学生になって ●通学路の確認 ●部活動での安全 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ●清掃方法を確認しよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ●校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	●落雷の危険や風水害 ●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯)	◎地震の危険 ●市総合体育大会と安全
		第2学年	●通学路の確認 ●自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	●体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	●雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全	
		第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ●登下校の安全 ●自分でできる安全点検	●体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	●自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ●中体連大会と安全	◎地震の危険と避難 ●市総合体育大会と安全	
		生徒会活動	・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連壮行会	・球技大会		
		主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・学校説明会 ・交通安全運動	・新体力テスト ・体育祭 ・防災避難訓練	・修学旅行 ・防災避難訓練(火災) ・心肺蘇生法講習会 ・合唱コンクール	・夏の交通安全運動	・防災避難訓練(地震) ・秋の交通安全運動	
		部活動	・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導			
安全管理	対人管理	・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定	・身体の安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全管理について	・自分でできる点検ポイントについて ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体の安全について及びけがの予防		
	対物管理	・通学路の確認 ・安全点検年間計画の確認 (点検方法等研修含む)	・運動場など校舎外の整備	・学校環境の安全点検及び整備 (階段・廊下・プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備		
学校安全に関する組織活動 (研修含む)		・春の交通安全運動期間の啓発活動 ・教職員・保護者の街頭指導 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・地域学校安全委員会 (学校保健委員会) ・学区危険箇所点検 ・心肺蘇生法 (AED) 研修	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い ・防犯に関する研修 (マニュアルの確認等)	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修 (避難訓練)		

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守ろう	危険を予測し、安全な生活をしよう	自ら健康を維持していこう	事故災害から身を守り、適切な行動をしよう	事故の原因について学ぼう	安全な生活ができるようにしよう
友情の尊さ	社会連帯	郷土愛	人間愛	生命の尊重	社会への奉仕
・日本の諸地域（地域の自然災害に応じた防災対策）			・地域観察時の安全		
・電気器具の使い方	・力学関係の実験器具の使い方	・薬品検査 ・理科室と準備室の整備	・地震発生メカニズムと震度 ・火山活動の様式とマグマの性質	・天気の変化 ・日本の気象	・自然の恵みと災害 ・備品点検、薬品点検（台帳管理）
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ（禁じ技など）	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方（ゴールの運搬や固定の仕方等）、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具用具の点検 ・備品整理
・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康（3年）			・感染症の予防（3年）		
・塗装時の喚起や火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・電気器具の取り扱い ・家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全 ・ほんだ付けによる火傷の注意	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮 ・備品検査	・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）
・器具点検整備 ・備品検査（台帳管理）	・幼児や高齢者等との交流についての一般的な注意	・衣服製作についての一般的注意 ・備品の点検整備	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
◎文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	◎自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎自転車の安全で正しい乗り方 ◎交通事故の加害と被害 ◎ボランティア活動の意義の理解と参加	◎施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ◎けがの発生状況とその防止	◎1年間の反省 ◎球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ◎文化祭の準備と安全	◎自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ◎ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ◎けがの発生状況とその防止	◎1年間の反省 ◎球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	◎自分の健康チェック（・持久走大会と安全）	◎冬休みの生活設計と安全 ◎火気の注意 ◎災害への備えと協力（地域の一員として）	◎交通事故の加害と被害 ◎ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ◎けがの発生状況とその防止	◎1年間の反省 ◎球技大会や3年生を送る会での安全 ◎学校、教室環境の整備修繕（奉仕活動）
・文化祭 ・市総体壮行会 ・文化祭	・市駅伝大会壮行会 ・持久走大会		・ボランティア活動などの社会参加 ・防災訓練と防災学習	・生徒会総会 ・自然教室	・球技大会 ・3年生を送る会 ・卒業式
		・冬季に多い傷害予防指導			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい乗り方と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備（体育館）	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備（通学路）	・学校環境の安全点検及び整備（備品）	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・地域学校安全委員会（学校保健委員会） ・校内の点検	・通学路点検 ・自転車の安全な利用に関する研修（指導方法）	・地域防災訓練の啓発 ・年末年始の交通安全運動の啓発	・阪神・淡路大震災（17日）の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・地域学校安全委員会（学校保健委員会）	・地域交通安全パトロール ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例 (高等学校)

※ホームルーム活動の欄

◎…1単位時間程度の指導

●…短い時間の指導

項目		4	5	6	7・8	9
		安全な通学	学校生活での安全	梅雨期の健康安全	野外活動での安全	学校行事での安全
安	地理歴史・公民	・(現) 青年期の課題	・(地) 世界の地形・気候	・(現) 現代社会の特質	・(現) 都市問題	
	理科	・実験器具等の安全な扱い方 ・施設・設備・薬品管理等の点検	・観察、実験における一般的な注意及び危険防止の注意	・(物) 摩擦力、運動量、円運動等による車の安全運転の理解	・(物) 衝突・運動エネルギー及びエネルギー保存法則による車の衝突の理解	・(化) 物質と人間生活(身近にある化学物質の性質の正しい理解)
	保健体育	・体育施設・用具の安全点検	・(保) 交通安全	・雨季の体育館、グラウンド使用(転倒防止) ・(保) 応急手当	・水泳の安全 ・熱中症の予防 ・野外活動と安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検
	実験・実習を伴う科目	施設器具・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備				
	総合的な学習の時間	〈学習活動例〉テーマ「地域の安全と防災」 ○防災ホームページの閲覧、災害の種類と対応(防災壁新聞・ポスター・パンフレット作成)、阪神淡路大震災について、学習のまとめ				
全	1 年ホームルーム活動	◎高校に入学して ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎交通安全への参加 ●部活動や休憩時の安全 ●自転車の構造と点検整備	◎通学路に潜む危険 ◎地震と安全 ●雨の日の安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎歩行者の安全と交通環境 ●通学路の安全
	2 年ホームルーム活動	◎2年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎高校生の心理や行動と事故の特徴 ●部活動と健康管理 ●自転車の安全な利用	◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交差点に潜む危険 ●通学路の安全
	3 年ホームルーム活動	◎3年生になって ●通学時の安全 ●防災体制の確立 ●犯罪被害の防止	◎幼児・高齢者・障害のある人の心理と行動 ●安全意識と行動 ●自転車の安全な利用	◎運転者の心理と行動特性 ◎地震と安全 ●雨の日と安全行動	◎夏休みの生活と安全(防犯を含む) ●野外活動の安全 ●落雷の危険	◎地震災害対策 ◎交通事故の対応と応急手当 ●通学路の安全
	主な学校行事	・入学式 ・始業式 ・春の交通安全指導 ・定期健康診断 ・歓迎遠足 ・1年生(オリエンテーション) ・部活動年間計画作成	・学校保健安全委員会 ・遠足安全指導 ・救急法講習会 ・交通安全教室 ・3年生(生徒指導集会) ・高校総体壮行会	・防災避難訓練「火災」 ・高校総体 ・保健委員会 ・2年生(生徒指導集会)	・終業式 ・防犯避難訓練(防犯教室も実施) ・夏休みの諸注意	・始業式 ・防犯避難訓練「地震」 ・文化祭 ・文化祭実行委員会
	個別指導	・自転車、バイク通学許可 ・校門立番指導	・自転車、バイクの点検	・健康診断結果の指導	・校外指導 ・生徒指導全体集会 ・自転車、バイクの実技指導 ・免許取得指導 ・校外巡視	・自転車、バイクの点検 ・新規免許取得者指導
	部活動	・新入部員オリエンテーション	・用具の点検・整備	・部活動部長会	・救急法実技講習会 ・合宿・遠征の安全	・用具の点検・整備
	生徒会活動	・新入生オリエンテーション	・壮行会	・保健委員会	・球技大会	・文化祭
安全管理	対人管理 学校生活の安全管理	・通学状況調査 ・防災体制の確立 ・救急体制の確立 ・登下校指導 ・安全計画の設定 ・下宿、アルバイト調査	・授業時の安全確認(体育実技、農業実習、理科実験、家庭科実習) ・車に係る規則の徹底 ・事故調査と防止対策	・生徒引率の安全確認 ・防災避難訓練の徹底	・長期休業前生活指導 ・大掃除の安全確認	・防災対策の徹底 ・通学路の見直し ・防災避難訓練の徹底 ・文化祭の安全対策 ・授業時の安全管理点検
	対物管理 学校環境の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設・設備、通学路) ・自転車置場施設 ・防災設備の点検整備 ・家用電気工作物保安点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・環境整備美化作業 ・自家用電気工作物保安点検 ・毒物劇物の適正な管理等について	・学校環境の安全点検整備(体育館、格技場、部室、運動器具) ・プール掃除 ・通学路安全点検	・学校環境の安全点検整備(校庭、学校全般) ・消火器、消火栓、火災報知器の点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実験実習器具) ・通学路安全点検 ・防災施設・設備の点検整備
学校安全に関する組織活動(研修含む)		・春の交通安全運動 ・交通街頭指導 ・中高連絡会 ・職員会議(危機管理体制) ・教職員研修(安全点検、AED)	・PTA 総会 ・保護者会 ・学校(保健)安全委員会	・保護者面談 ・PTA 委員会 ・教職員研修(熱中症の予防)	・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・校外指導・危険箇所巡視 ・教職員研修(防犯) ・国民安全の日	・国民防災の日 ・秋の交通安全運動 ・教職員研修(自然災害)

10	11	12	1	2	3
交通道德の理解	安全な行動	事故災害の防止	安全な通学	事故原因と対策	安全な生活
・(現) 地球環境問題	・(現) 地方自治と住民参加	・(現) 公害の防止と環境保全 ・(地) 地球の内部・大気・海洋に関する正しい理解	・(現) 公害問題 ・(地) 居住・都市問題	・(倫) 現代に生きる人間の自然観と人間観	・(倫) 人間としての在り方、生き方
・(生) ガス中毒、一酸化炭素中毒の仕組みと応急手当	・(物) 電気器具の取扱い上の注意		・(化) 物質の変化、化学反応・(反応熱、酸、塩基についての正しい理解)	・(生) 環境と動物の反応についての正しい理解	・(化) 炭化水素類の取扱い上の注意
・(保) 健康と運動 ・体育大会の準備 ・体育大会の事故防止	・体力について	・冬季スポーツの意義 ・校内マラソン大会の安全 ・体育施設・用具の安全点検	・体育施設・用具の安全点検	・(保) 職業と健康	・安全に関する評価 ・体育施設・用具の安全点検
化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備					
ボランティア活動体験、地域ハザードマップについて、災害時における応急救護実習、非常食の作り方実習、防災関連施設の見学、今年度総合					
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全	◎自転車加害事故の責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎交通事故の対応と応急手当	◎幼児と老人の心理と行動 ●危険の予測 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎修学旅行の安全 ●体育大会の安全	◎危険予測訓練 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎休業日の交通事故防止 ●規律正しい生活 ●地域の安全活動	◎春休みの生活と安全 ●今年度活動の評価とまとめ
◎事故災害時の応急手当 ●体育大会の安全 ●地域の安全活動	◎運転免許の仕組みと運転者の義務・責任 ●火災の予防とストーブの取扱い	◎火災予防と避難訓練 ●校内マラソン大会の安全 ●冬休みの生活と安全	◎これからの社会生活と交通問題	◎家庭学習について ●規律正しい生活	◎卒業に当たって ●今年度活動の評価とまとめ
・修学旅行 ・体育大会	・交通安全教室	・校内マラソン大会 ・防災避難訓練「火災」 ・冬休みの諸注意 ・終業式	・始業式	・学校保健委員会 ・1、2年生(生徒指導集会) ・校内意見発表会	・卒業式 ・終業式 ・春休みの諸注意
・校外巡視	・第2回バイク通学許可 ・校外巡視	・バイク、自動車免許取得の手続き ・校外巡視	・免許取得の指導 ・校外巡視	・校外巡視 ・入社前指導	・校外巡視 ・バイク免許取得の手続き
・活動場所の安全点検	・用具の点検・整備	・部室の安全点検	・活動場所の安全点検	・応急手当実技講習	
・体育大会	・保健委員会	・球技大会	・保健委員会	・3年生を送る会	
・修学旅行の安全対策 ・体育大会の安全対策 ・事故災害時の応急手当の徹底	・文化祭の安全対策	・校内マラソン大会の安全対策 ・長期休業前生活指導 ・冬休みの健康管理 ・校内競技大会の安全対策 ・防災避難訓練の徹底	・暖房の取扱い	・交通規則の徹底	・今年度活動の反省と次年度の計画立案 ・長期休業前生活指導 ・本年度の事故発生のおまとめ
・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具)	・学校環境の安全点検整備(校庭) ・ストーブの取扱い方 ・毒物劇物危害防止対策総点検	・学校環境の安全点検整備(普通・特別教室、実習実験器具) ・防災施設・設備の点検整備	・学校環境の安全点検整備(体育館、部室、運動器具) ・火気器具の安全点検	・学校環境の安全点検整備(施設、設備) ・火気器具の安全点検	・今年度の安全点検活動の評価 ・次年度の計画立案 ・生徒用機・いすの点検整備 ・防災施設・設備の点検整備
・中高連絡会 ・学校(保健)安全委員会 ・計画訪問による理科薬品等の適正な管理点検	・保護者面談週間 ・安全に関する広報活動	・交通街頭指導 ・生徒指導協議会(学警連絡協議会) ・年末の交通安全運動 ・交通安全に関する研修(法令等改正、自転車等安全利用に関する指導方法等)	・交通街頭指導 ・PTA委員会 ・学校保健(安全)委員会 ・国民防災とボランティア週間	・安全に関する広報活動	・今年度活動の評価と次年度の計画立案 ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例（特別支援学校（知的障害）高等部）

項 目		4	5	6	7・8	9	
月の重点		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気をつけて通学しよう	プールでの事故に気をつけよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	
安全	教 科	保健体育	体育施設・用具の安全な使用	体力テスト用具の点検と使い方	プールにおける安全、救急法講習、心肺蘇生法	ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全	
		理 科	フラスコ、ピーカー、アルコールランプ、凸レンズ、針金等の実験器具等の安全な使い方及び水酸化ナトリウム、塩				
		美 術	・美術で使用するハサミやカッター、ナイフ、彫刻刀、木槌、土練機などの道具の安全な使い方 ・竹ひご、銅板、				
	学 習	家 庭	・調理で使用するガスコンロなどの安全な使い方 ・ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの電気製品の安全な ・針やはさみなどの道具の安全な使い方				
		職 業	木工班…ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方 ・のこぎりなどの工具の使い方 ・塗料の使い方 園芸班…鍬や移植鍬、鎌などの道具の安全な使い方 ・土篩を使った安全な土のふるい方 ・野菜や花など育てる上 接客班…実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成 ・トレイの持ち方、グラスの運び方、テーブルへの置き方 事務班…印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方 ・ハサミやカッターなどの道具の安全な使い方				
		自 立 活 動	・健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション				
	総合的な学習の時間		・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促すなかで、生徒の自発的な計画に基づき安全に				
教 育 指 導	生活安全	情緒の安定 日常生活における安全	集団行動の約束 友達との接し方	一人では行ってはいけない場所、人通りの少ない場所確認	夏休みの過ごし方	自分の身を守る登下校や交通機関の安全な利用方法	
	交通安全	登下校の安全 安全な歩行	交通安全指導(警察署)	雨の日の交通安全(傘のさし方)	交通機関の利用方法	横断歩道のわたり方 自転車の乗り方	
	災害安全	避難訓練(地震)訓練の大切さ	避難訓練(火災)煙体験、煙の怖さ・被害、ハンカチの大切さ	避難訓練(地震から火災へ)頭を守る大切さ、落下物、倒壊物への注意	避難訓練(継送訓練)気象災害の安全	総合防災訓練(消防署)引き取り訓練	
	ホームルーム活動	各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い児童生徒がより理解できるように					
	学校行事等	修学旅行(旅行中の安全)		プール開き 校外学習 現場実習	現場実習	宿泊訓練	
	部活動…運動部(バスケット部、陸上部、サッカー部、バレー部、卓球部等)、文化部(演劇部、音楽部、美術部等)						
安全管理	対人管理	生徒の状況把握 通学経路の確認 避難経路確認 次月の避難訓練確認 紐と責任者の表示	緊急体制の確認 健康観察 避難経路確認	水泳指導健康管理 健康観察 心肺蘇生法の確認	水泳指導健康管理 健康観察 AEDの使い方確認 夏季休業中の安全	水泳指導健康管理 健康観察	
	対物管理	防災計画届け出 通学路確認 安全対策マニュアル	飲料水点検 防災設備点検 避難経路点検	プール施設・設備点検 水質検査	各教室、特別教室等の防火管理担当者による毎日の消防設備点検と閉鎖障害チェック、校内巡回指導		
学校安全に関する組織活動(研修含む)		学校安全衛生委員会(年3回)、PTA・地域との連携、登下校時刻の通学路交通規制					
		春の交通安全運動	職員防災研修	救急法講習会	AED講習会 安全点検	秋の交通安全運動	

10	11	12	1	2	3
体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
陸上大会の安全 体育祭練習や当日の安全	サッカー等の球技指導における安全	柔道等の武道における安全	バスケット等の球技指導における安全	マラソン大会	マット、跳び箱、運動等の安全
化ナトリウム等の実験で使用する薬品等の安全な使い方と点検					
板などの材料の安全な使い方 ・写生や共同作品作時等の安全な設定					
使い方 ・包丁、ピラー、調理バサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方					
と喚起 ・材料の安全な取扱い での安全な作業 など安全な接客					
に対する意識を高める					
不審者から自分を守る (防犯避難訓練)	「子供110番の家」の 場所確認	冬休みの過ごし方	犯罪から身を守る携帯 電話の使い方	暖房器具の近くの安全 な過ごし方	春休みの過ごし方
交通安全指導(警察署)	交通機関の利用とマ ナー	自転車に関する基本 的な交通法規を知る	交差点の危険について	雪の日の交通安全	踏切事故等鉄道での安全
抜き打ち避難訓練(地震) 訓練の大切さ	避難訓練(地震) 起震車訓練、避難経路 の確認、ドア開放	避難訓練(火災) 避難経路の確認、火元 を回避して避難	抜き打ち避難訓練 (地震から火災へ)あ わてない、放送を良く 聞いて行動	避難訓練(火災) 暖房器具の安全な使 い方、身の回りの安全確 認	避難訓練(地震) 落下物、ガラス等の危 険、出入口の確保
繰り返し指導する					
体育祭 現場実習		校外学習		マラソン大会 スキー合宿	
放課後や休日を活用した部活動において安全に配慮した指導を行う					
健康観察	健康観察	健康観察 避難経路確認	健康観察 冬期休業中の安全	健康観察 避難経路確認	健康観察 春期休業中の安全
防災設備点検	暖房器具の設備点検	室内有害物質検査 避難経路点検	照度検査	避難経路点検	
不審者対応訓練		安全点検	防災に関する研修		安全点検 校内事故等発生状況と 安全措置に関する研修

学校安全に関する基本的指導事項

(東京都教育委員会「安全教育プログラム」より抜粋)

1 生活安全

区分	目標	内容
登下校時の安全	登下校時に起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	友達と一緒に登下校しよう。 防犯ブザーを鳴らし、点検しよう。 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認しよう。 電車に乗るときは、痴漢・すり等に注意しよう。
校内での安全	校内で起こる事故や犯罪について理解し安全に行動できるようにする。	自分の身の回りを整えよう。 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ろう。 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ろう。 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認しよう。 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ろう。 不審者侵入時にとるべき行動を確認しよう。 防犯教室の目的を確認し、主体的に参加しよう。
家庭生活での安全	家庭の内外で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	帰宅し玄関を開ける前に注意することを確認しよう。 留守番をするときの約束を確認しよう。 エレベーターに乗る前と乗るときの「は・さ・み」の約束を確認しよう。 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ろう。 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じず、すぐに学校へ連絡しよう。
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	1人で行ってはいけない場所を確認しよう。 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく」「見えにくい」場所を確認しよう。 「いかのおすし」の約束を確認しよう。 「子供110番の家」の場所を確認しよう。 夜間の外出で注意することを確認しよう。 歩きながら携帯電話やメールに夢中になると、注意がおろそかになるからやめよう。 事件や事故にあったら必ず保護者、警察、学校に連絡しよう。 犯罪等の現状を知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 地域の犯罪防止活動を知ろう。 地域の安全における自分の責任と役割を考えよう。
【いかのおすし】 いか...ついていかない の...車にのらない お...おお声をだす す...すぐにげる し...しらせる		【は・さ・み】 は...はいる前は周りをよく見る さ...さっと乗って、ボタンの前 み...みんなで乗ろう、エレベーター

2 交通安全

区分	目標	内容
道路の歩行と横断及び交通機関の利用	道路の役割・きまりや道路における様々な危険について理解し、安全な歩行ができるようにする。	道路のきまりと安全な歩行の仕方を確認しよう。 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通の仕方を確認しよう。 交差点の危険について知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認しよう。 明るい服装や反射材の効果を知ろう。 安全な集団歩行の仕方を確認しよう。 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ろう。 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えよう。 公共交通機関利用時のマナーについて考えよう。
自転車の安全な利用と点検・整備	自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め交通のきまり・約束等を守って安全な乗車ができるようにする。	自転車の安全な利用の仕方やマナーを確認しよう。 雨天や夜間の安全な走行の仕方を確認しよう。 自転車に関する基本的な交通法規を知り、守ろう。 自転車の点検と整備「ブタベルサハラ」をしよう。 加害事故の責任と補償制度を知ろう。 自転車の放置駐車など、交通社会の問題について考えよう。
二輪車・自動車の特性と心得	二輪車・自動車の特性について理解し、道路の安全な歩行や安全な走行ができるようにする。	車両事故の特徴を知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 ヘルメットやシートベルトの効果を知ろう。 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ろう。
交通事故防止と安全な生活	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。	地域の交通安全活動を知り、参加しよう。 交通事故が起きたときの通報や対応の仕方を知ろう。 応急手当の仕方を確認しよう。 自分たちにできる交通安全活動を考えよう。
【ブタベルサハラ】 ブ...ブレーキ タ...タイヤ ベル...ベル サ...サドル ハ...ハンドル ラ...ライト		

3 災害安全

区分	目標	内容
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	「おかしも」の約束、避難経路、避難場所を確認しよう。 火災の原因と危険について知ろう。 火災発生時の心構えと安全な行動の仕方を確認しよう。 初期消火の方法を確認しよう。
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする。	「おかしも」の約束を確認しよう。避難経路、避難場所を確認しよう。 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認しよう。 緊急地震速報の利用の心得を確認しよう。 家庭での地震の備えについて考えよう。
火山災害時の安全	火山災害が発生時の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	安全な避難場所と避難の仕方を確認しよう。 火山活動による危険を知ろう。
気象災害時の安全	風水害や雪は道路環境を変えることがあることを理解し、危険を判断し、安全な行動ができるようにする。	風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認しよう。 降雪時の安全な登下校の仕方を確認しよう。 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認しよう。 落雪が起るしくみや雪害の影響について知ろう。
原子力災害時の安全	放射線による事故の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	放射線による原子力災害と安全対策について知ろう。 放射線の身体への影響について知ろう。
避難所の役割と安全ようにする。	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができる	避難所の役割を知ろう。 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えよう。 災害ボランティア活動に積極的に参加しよう。
災害の備えと安全な生活	災害安全に関する意識を高めるために、避難（防災）訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする。	避難訓練に真剣に参加しよう。 家庭での連絡方法を家族と相談し決めておこう。 家庭での災害に対する備えに積極的にかかわろう。 応急手当の仕方を確認しよう。
【おかしも】 お...おさない か...かけない し...しゃべらない も...もどらない		

学校行事における安全上の配慮事項

区 分	配 慮 事 項
儀式的行事 入学式 始業式 終業式 離着任式 終了式 卒業式 記念式典	1 児童生徒の発達の段階を考慮した時間や内容で計画を作成する。 2 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3 会場の通風、換気などの環境衛生に対処する。 4 会場の設備の安全を事前に確認する。 5 事故発生の場合の処理や連絡方法等救急体制を確立する。 6 非常災害発生時における安全対策を確立する。
学芸的行事 学習発表会 文化祭 音楽鑑賞会 演劇鑑賞会 映画鑑賞会	1 計画段階で時期、時間、内容と場所の適正等、安全上の対応をする。 2 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3 児童生徒の係活動の安全を確認する。 4 鑑賞態度の事前指導を徹底する。 5 文化祭等で火気を取り扱う場合、防災などの安全を確認する。 6 食べ物を扱う場合、保健所等に連絡をとり、衛生管理に留意する。 7 事故発生の場合の処理や連絡方法等救急体制を確立する。
健康安全・ 体育的行事 避難訓練 防災訓練 防犯訓練	1 職員の役割分担や指揮系統を明確にする。 2 火災、地震、風水害など災害に適した安全行動がとれるよう訓練する。 3 児童生徒の避難経路、誘導組織などを具体的に示す。 4 避難場所は火災、地震などあらゆる場合を想定する。 5 救急体制や消防署との連絡など密接にしておく。 6 緊急事態時に危険を回避する基本的な行動がとれるよう訓練する。 7 場面の設定等で、児童生徒の恐怖心をあおりすぎないように留意する。
交通安全教室 防犯教室	1 指導計画は、児童生徒の知識や技能など実態に即して作成する。 2 使用する場所や用具等の安全に留意する。 3 歩行練習や自転車等の安全な乗り方について指導を徹底する。 4 警察署等、関係機関と十分連携を図りながら指導を行う。
健康診断	1 検査場の配置や、順路についての安全を考慮する。 2 職員の役割分担を適切にする。 3 実施中の児童生徒の行動観察が十分行き届き、危険と思われる行動に対し、随時適切な指導をする。
校内競技会 球技大会 運動会 体育祭	1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成し、実施上のきまりを徹底し、守らせる。 2 健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数の確認をし、常に全体を掌握する。 5 児童生徒の行動観察が十分に行き届き、危険と思われる行動に対し随時適切な指導が行えるように対処する。 6 種目の練習、用具の取り扱いなど、安全に考慮する。 7 施設、用具等の構造、配置、保管について安全に十分留意する。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。

区 分	配 慮 事 項
マラソン大会 駅伝大会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画（運動内容、距離、時間等）は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数の確認をし、常に全体を掌握する。 5 気温や風雨など、天候状態にも十分気をつける。 6 コースや場所に危険な箇所や物などないようにする。 7 監視者を適切に配置する。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
対外競技会	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会の開催方法や競技会への参加の仕方に無理のない日程で計画する。 2 出場者の健康状態を事前に十分把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 会場への往復について、安全指導を徹底する。 5 出場者に勝敗や試合回数などで、過度の心理的、身体的要求をしないよう配慮する。 6 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
水泳大会	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。実旋のきまりを徹底し、守らせる。 2 健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数を確認し、監視人を適切に配置するなどして常に全体を掌握する。 5 水温、気温、水質、水量等環境条件に配慮する。 6 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。
登山 スキー スケート	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 参加する児童生徒の健康状態を事前に十分把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 参加児童生徒の人数を確認し、全体を掌握する。 5 指導の過程で、けがの予防など健康安全に対する配慮をする。 6 使用施設、場所、コースの事前調査によって危険箇所を明確にする。 7 雪や氷の状態、天候による変化を考えて、危険防止の配慮をする。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。 9 登山については、指導者1人につき児童生徒10人以内を目安とする。
野外活動 キャンプ 林間学校 自然教室 体験学習	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 参加する児童生徒の健康状態を十分に把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に配慮する。 4 利用施設、場所、用具について事前に十分検討し、安全を確認する。 5 雨天時など天候によって計画が臨機応変に変更できるよう配慮する。 6 危険箇所への行動規制や集団生活のルールについて十分な指導をする。 7 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制を確立する。

臨海学校	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 参加する児童生徒の人数を確認し、健康状態を事前に十分把握する。 3 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 4 使用施設、場所等について、事前調査で安全を確認する。 5 気温や潮の流れ、満干や天候状態にも十分留意する。 6 危険箇所への行動規制やルールについて十分な指導をする。 7 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 8 引率者や指導者の注意が全員に行き届く程度の人数で指導する。 (遊泳中は指導者1人につき、児童生徒は15人以内を目安とする)
遠足（旅行） 集団宿泊的行事 修学旅行 遠足	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 保護者と連絡をとり、事前に健康診断や健康相談等を実施し、児童生徒の健康状態を的確に把握する。 3 参加児童生徒の人数を確認し、常に全体を掌握する。 4 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 5 宿泊が計画されている場合、睡眠時間を十分確保する。 6 班（グループ）の構成について、人数・性別・身体条件等に留意し、係の分担等についても十分考慮する。 7 見学場所・経路・交通機関等について、事前に十分調査検討し、安全の確認をする。 8 関係機関へ旅館や見学地等の衛生状態の調査について協力を求める。 9 見学（目的）地の救急医療機関を事前に調査し、連絡をとる。 10 事故発生の場合の救急体制について引率職員の役割分担を適切にする。 11 宿泊施設の状態を調べ、非常災害発生時における安全対策を確立する。 12 車（船）の中の万一の事故に備えて、避難の方法を検討する。 13 救急用品の準備は、十分に作る。 14 班別（自主的）行動については、事前に十分コース等を検討し、無理のない計画を立てさせる。 15 班別（自主的）行動中の事故発生の場合の処理や連絡方法について、事前に指導し徹底する。 16 旅行中の健康状態について、常に的確に把握する。
勤労生産・奉仕的行事	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導計画は、児童生徒の発達の段階を考慮して無理なく作成する。 2 心身に障害をもつ児童生徒への対応を十分に考慮する。 3 参加児童生徒の人数を確認し、常に全体を掌握する。 4 作業上、過労や精神的負担を感じさせないようにする。 5 児童生徒に作業上必要な安全に関する指導を行う。 6 使用する施設、用具、場所について実地検証などを事前に十分行い、安全を確認する。 7 活動時の気象状況の変化に対応できるようにする。 8 事故発生の場合の処理や連絡方法等、救急体制の確立をする。 9 非常災害発生時における安全対策を確立する。

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎共通事項

事故情報の共有

- ★全国事故情報を探ります。
(※1)日本スポーツ協会ホームページの「理容する事故情報」を参考とします。)

学校の現状把握

- ★学校関係者・専門家をはじめ、子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検を行います。
- ★事故等により学校施設の状態に実化があったときには点検を行います。
- ★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
- ★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
- ★雨を乗りこえたり、橋を渡ったりして危険な場所へ行かないよう指導、対策をします。

安全指導の充実

- ★転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
- ★校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的なわかりやすい指導を行います。
- ★子どもたちが普段利用しない場所で活動する場合は、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
- ★特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。

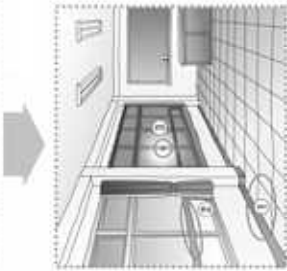
施設面の配慮

- ★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
- ★知覚的な表示等による注意喚起をします。
(※2)「危険」だけでなく具体的なイメージがわかるようにします。)
- ★期間に至るまで、十分な安全性を確保します。
- ★既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

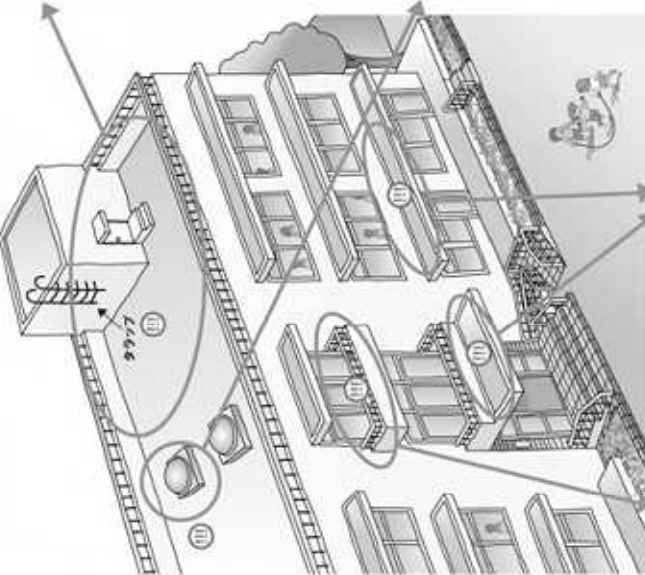
◎個別事項

窓(転落のおそれがあるもの)

- ★壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
- ★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- ★窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
- ★増築など窓の開閉状態の可動できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。

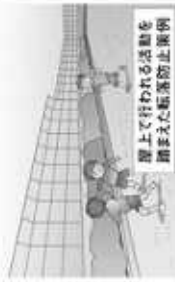


- ①足掛りとなるものを設置しない
- ②手すりの設置を検討する
(新たな危険箇所にならないようにする)
- ③開閉時には窓の開閉状況に注意する



屋上

- ★屋上への出入り口は必要に応じて施設します。
- ★十分な安全な手すりや防護フェンス等を設けます。
- ★タワップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を増やさない転落防止事例

天窓(トップライト)

- ★転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
- ★防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ

- ★天窓に近づきにくい状況を作ることが有効です。



防護ネットイメージ

- ★天窓を囲い周辺に柵を配置した一例
- ★子どもたちが近づきにくい場所の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

バルコニー等

- ★十分安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

- ★日ごとの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
- ★庇に容易に立ち入らないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

- ★人が乗ることを想定していない柱・梁等の取付等についても、乗ることが重大な事故につながることも、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。

安全点検実施要領（例）

1 安全点検の目的

学校環境の危険な状態の有無について点検し、危険箇所を早期に発見し整備することにより、児童生徒等の事故災害の防止を図る。

2 安全点検の時期

- (1) 月例の安全点検日は、毎月10日とする。（学期ごとに行う定期の安全点検は、その学期の始めの10日とする。また、10日が日曜・祝祭日の場合は11日とする）
- (2) その他、日常点検に加えて、必要に応じて臨時の安全点検日を設ける。

3 安全点検者

- (1) 定期及び月例の安全点検は、学校の教職員全員により、点検者の負担軽減と点検の確実性を守るために場所別に、点検グループを編成して組織的に行う。なお、分担箇所は、各学期ごとに交替する。また、必要に応じて専門業者等に依頼する。
- (2) 臨時の安全点検は、学校行事の前後や災害時にその都度必要に応じて関係職員を中心に行う。
- (3) 日常の安全点検は、学級担任、教科担任が中心となって行うが、児童生徒等の安全に対する関心を一層高めるために、児童生徒の安全委員会も参加させる。

4 安全点検の方法

- (1) 安全点検実施にあたっては、点検項目を明確にした安全点検表に点検結果を記入する。
- (2) 結果の判定は、A、B、Cで行う。（Aは良好、Bは校内の管理活動で措置可能、Cは、校内の管理活動で措置不可能）
- (3) 点検の実施にあたっては、形式に流れることなく、児童生徒等の目の高さや行動の特徴等に十分配慮しながら、さわったり、動かしてみたり、負荷をかけたりしてその都度新鮮な気持ちで確実にを行う。

5 安全点検場所及び安全点検項目（略）

6 安全点検の事後措置

- (1) 安全点検表の処理については、「安全点検集計表」により集計し、全体を把握する。この場合、関係各係の連携によって、全教職員が確認できるようにする。
- (2) 安全点検の結果発見された危険箇所については、学校内で処理できるものは、速やかに処理し、その旨を点検表に明記する。学校内で処理できないものについては、校長の指示に基づいて専門業者等に処理を依頼する。
- (3) 事後措置の内容としては、
 - 危険物の除去（小石、ガラス片、不要なくぎ等）
 - 修理または取り替え
 - 使用禁止
 - 使用上の注意や指示の明示

安全点検表の一例

① 教室等の安全点検表

場所	○年○組教室	平成	年	月	日	点検実施日 点検者	点検の結果 (○・×)	点検の観点	不良箇所とその程度
1	床板の異常、破損はないか								
2	机・いすの破損はないか								
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障はないか								
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか								
5	窓下に足掛かりになるものはないか								
6	カーテン、カーテンレールに損傷はないか								
7	蛍光灯器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちそうになっていないか								
8	戸棚、ロッカーなどの転倒の危険はないか								
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか								
10	柱や内壁に剥離、亀裂はないか								
11	天井の破損、雨漏りはないか								
12	防犯用具は取り出しやすい箇所にあるか								
13									
14									
							* 点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		
※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。									

② プールの安全点検表

場所	プール	平成	年	月	日	点検実施日 点検者	点検の結果 (○・×)	点検の観点	不良箇所とその程度
1	プール周りの構の破損はないか								
2	出入口に損傷がなく、使用時以外は施設されているか								
3	プールの附属施設の破損、異常はないか								
4	プール及びプールの床は滑りや滑りやすいか								
5	コースロープや止め金の破損はないか								
6	排(糞)水口の蓋がネジ・ボルト等で固定されているか								
7	プールに危険物、異物が混入していないか								
8	プールサイドに危険なものは放置されていないか								
9	水量は適切に管理されているか								
10									
11									
12									
13									
14									
							* 点検の観点については、「学校環境衛生管理マニュアル(改訂版)(平成22年3月文部科学省)を参考にすると、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う		
※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。									

③ 運動場・校地の安全点検表

場所 運動場・校地
 点検実施日 平成 年 月 日
 点検者

点検の観点	点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1 石、ガラス片、凹凸などによる危険はないか		
2 排水口や側溝につまりはないか		
3 水飲み場、足洗い場の破損はないか		
4 サッカーゴールは固定されているか		
5 サッカーゴールの溶接部分に破損はないか		
6 バックネットに破損はないか		
7 掲揚塔等の腐食や転倒のおそれはないか		
8 樹木に邪魔な枝はないか		
9 校門、囲障の破損はないか		
10 訪問者のための案内、入口明示等の立て札、看板等の破損はないか		
11 登下校時以外は校門が閉められているか(校門が閉鎖できる場合)		
12 防犯カメラ、インターホンは正しく作動しているか		
13 死角の原因となる立木等の障害物はないか		
14		
* 点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う。		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

④ 遊具等の安全点検表

場所 運動場の遊具
 点検実施日 平成 年 月 日
 点検者

点検の観点	点検の結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1 プランコ		
・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
・着座部の破損、金具の磨耗・緩みはないか		
・吊り金具、チェーンの破損・磨耗はないか		
2 すべり台		
・支柱、発行部、落下防止欄などのぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
・滑降面に突起物などはないか		
・ひも等が引っかけたり隙間等はないか		
3 ジャンダルジム		
・支柱のぐらつき、腐食、亀裂や基礎の露出はないか		
・着地面や周辺に石などはないか		
4		
* 点検の観点については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」(平成20年8月国土交通省)を参考にするとともに、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正等を行う。		

※「目視」「打音」「振動」「負荷」など複数の方法を組み合わせて点検を行う。

⑤ 安全点検集計表

月 定期安全点検集計表		校長	教頭	事務担当	安全主任
場所	点検者	不良箇所とその程度	改善措置の状況		
1-2 教室	〇〇	後ろの扉の戸が開きづらい	〇月〇日済	車輪都注油	
2-1 教室	〇〇	テレビ用固定ベルトのプラスチックバックルの破損	〇月〇日済	ベルト交換	
3-2 教室	〇〇	窓の転落防止手すりにがたつき	〇月〇日業者に連絡 (〇月〇日修理済)	「危険」と表示し、窓を開けないよう指導	
中央階段	〇〇	2階～3階 雨漏りあり	〇月〇日 教育委員会に報告 修復まで雨天時ロープを張り立入禁止		
運動場の遊具	〇〇	ブランコの座板にささくれ	〇月〇日業者に連絡 (〇月〇日修理済)	修理まで取り外し	
運動場の遊具	〇〇	ジャングルジムの上空に樹木の枝が伸びている	〇月〇日済	枝を切る	
運動場	〇〇	サッカーゴールの固定具(杭)の緩み	〇月〇日済	杭の打ち直し	

【学校保健安全法（抄）】

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよ

う、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないうきは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じた、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

【学校保健安全法施行規則（抄）】

第六章 安全点検等

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第二十九条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

第七章 雑則

(専修学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条（同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。）、第七条、第八条、第九条（同条第一項につ

いては、学生に関する部分に限る。）、第十条、第十一条（小学校以外の学校に関する部分に限る。）、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五号」とあるのは「第三十条において準用する第五号」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第二十二條の規定は、専修学校の医師の職務執行の準則について準用する。

【幼稚園教育要領（抄）】

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めるものとす。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が開かれるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かすし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べたことを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たった際の留意事項

2 特に留意する事項

- (1) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにするとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること。

【小学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間のもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特徴に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならぬ。

第2章 各教科

第2節 社 会

第1 目 標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

- (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようにする。

2 内 容

- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働

きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

- ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。
(5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。

〔第5学年〕

1 目 標

- (1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。

2 内 容

- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。

イ 国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活

エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止

- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。

イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

3 内容の取扱い

- (5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げることを。

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方をしていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

第4節 理科

第1 目標

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

1 目標

(2) 植物の発芽から結実までの過程、動物の発生や成長、流水の様子、天気の変化を条件、時間、水量、自然災害などに目を向けながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性についての見方や考え方を養う。

2 内容

B 生命・地球

(3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつこ

とができるようにする。

ア 流れる水には、土地を侵食したり、石や土などを運搬したり堆積させたりする働きがあること。

ウ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量がかわり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があります。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)のイについては、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係についても触れるものとする。

〔第6学年〕

1 目標

(2) 生物の体のつくりと働き、生物と環境、土地のつくりと変化の様子、月と太陽の関係を推論しながら調べ、見いだした問題を計画的に追究する活動を通して、生命を尊重する態度を育てるとともに、生物の体の働き、生物と環境とのかかわり、土地のつくりと変化のきまり、月の位置や特徴についての見方や考え方を養う。

2 内容

B 生命・地球

(4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地の働き方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ア 土地は、礫、砂、泥、火山灰及び岩石からできており、層をつくって広がっているものがあること。

イ 地層は、流れる水の働きや火山の噴火によってでき、化石が含まれているものがあること。

ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の「B生命・地球」の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア アについては、岩石として礫岩、砂岩及び泥岩を扱うこと。
- イ イの「化石」については、地層が流れる水の働きによって堆積したことを示す証拠として扱うこと。

第5節 生活

第1 目標

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。

2 内容

- (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のこと、自分が分かって、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする。
- (3) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかわわっていることが分かって、それらに親しみや愛着をもち、人々と適切に接することや安全に生活することができるようになる。
- (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かって、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。

第9節 体育

第1 目標

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年及び第6学年〕

1 目標

- (3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

2 内容

G 保健

- (1) 心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できるようにする。
 - ア 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。
 - イ 心と体は、相互に影響し合うこと。
 - ウ 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。
- (2) けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。
 - ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。
 - イ けがの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

〔第1学年及び第2学年〕

- 1 主として自分自身に関すること。
 - (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
 - (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
 - (3) 友達と仲よくし、助け合う。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生きること喜び、生命を大切にすることを。

4 主として集団や社会とかかわりに関すること。

- (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
- (2) 働くことよさを感じて、みんなのために働く。

〔第3学年及び第4学年〕

2 主として他の人とかかわりに関すること。

- (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
- (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にすること。

4 主として集団や社会とかかわりに関すること。

- (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
- (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

〔第5学年及び第6学年〕

- 2 主として他の人とかかわりに関すること。
 - (2) だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。
 - (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それによさを感じる。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
 - (1) 生命がかげがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重すること。
- 4 主として集団や社会とかかわりに関すること。
 - (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。
 - (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

第5章 総合的な学習の時間

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組み態度を育て、自己の生き方を考えることができるようになる。

第2 各学校において定める目標及び内容

2 内容
各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

第6章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

1 目 標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

〔共通事項〕

(2) 日常生活や学習への適応及び健康安全

カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〔児童会活動〕

1 目 標

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全児童をもって組織する児童会において、学校生活の充実と向上を図

る活動を行うこと。

- (1) 児童会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 学校行事への協力

〔クラブ活動〕

1 目 標

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童をもって組織するクラブにおいて、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行うこと。

- (1) クラブの計画や運営
- (2) クラブを楽しむ活動
- (3) クラブの成果の発表

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り返し目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間よりもより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各教科

第2節 社 会

第1 目 標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角

的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

(地理的分野)

2 内 容

(2) 日本の様々な地域

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に

当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ヲについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにする

こと。

(ウ) (ア) から (キ) の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえ、観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることのできる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

第4節 理科

第1 目標

自然の事象・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事象・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔第2分野〕

2 内容

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事象・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(ア) 火山活動と火成岩

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気づくとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

(4) 気象とその変化

身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を思いださせるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。

ア 気象観測

(ア) 気象観測

家庭などで気象観測を行い、観測方法や記録の仕方を身に付けるとともに、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだすこと。

イ 天気の変化

(ア) 霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けてとらえること。

(イ) 前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けてとらえること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判

断する態度を養う。

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア イの(ア)については、気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結にかかわりがあることを扱うこと。また、水の循環も扱うこと。

イ イの(イ)については、風の吹き方にも触れること。

ウ ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れること。

また、地球の大きさや大気の厚さにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

第7節 保健体育

第1 目 標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

1 目 標

個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内 容

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。

イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

エ 応急手当を適切に行うことによっては、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

3 内容の取扱い

(6) 内容の(3)のイについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。

第3章 道 徳

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

1 主として自分自身に関すること。

(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をすすめる。

(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。

(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任を

創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標
各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内容
各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

第5章 特別活動

第1 目標
望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕
1 目標
学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

もつ。

(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。
(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにごたえる。

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。
(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。
(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を越えたものに対する畏敬の念を深める。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。
(1) 法やまじりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。
(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。
(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。
(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目標
横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、

2 内 容
学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

- (2) 適応と成長及び健康安全
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔生徒会活動〕

1 目 標
生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員として、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容
学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参加

〔学校行事〕

1 目 標
学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容
全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
学校生活に有意義な変化や折り返し目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領（抄）】

第1章 総 則

第1款 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における教育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第2 世界史B

1 目 標

世界の歴史の大きな枠組みと展開を諸資料に基づき地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解させ、文化の多様性・複合性と現代世界の特質を広い視野から考察させることにより、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。

2 内 容

(1) 世界史への原

自然環境と人類のかかわり、日本の歴史と世界の歴史のつながり、日常生活にみる世界の歴史にかかわる適切な主題を設定し考察する活動を通して、地理と歴史への関心を高め、世界史学習の意義に気付かせる。

ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付かせる。

第5 地理A

1 目 標

現代世界の地理的な諸課題を地域性や歴史的背景、日常生活との関連を踏まえて考察し、現代世界の地理的認識を養うとともに、地理的な見方や考え方を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。

2 内 容

(2) 生活圏の諸課題の地理的考察

生活圏の諸課題について、地域性や歴史的背景を踏まえて考察し、地理的技能及び地理的な見方や考え方を身に付けさせる。

イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させる

とともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(ウ) イについては、日本では様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けさせるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

1 目 標

自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について、身近な事物・現象に関する観察、実験などを通して理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに、科学に対する興味・関心を高める。

2 内 容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事物・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、科学と人間生活とのかかわりについて認識を深めさせる。

エ 宇宙や地球の科学

(イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ 内容の(2)のエの(ア)については、太陽や月の運行と時や暦などとの関係、太陽が地球や人間生活に及ぼす影響、太陽系の天体及び太陽系の広がりや構造に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、天動説、地動説にも触れること。(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察、実験などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたことにも触れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付けて扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

1 目 標

日常生活や社会との関連を図りながら地球や地球を取り巻く環境への関心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則を理解させ、科学的な見方や考え方を養う。

2 内 容

(2) 変動する地球

変動する地球について観察、実験などを通して探究し、地球がプレート運動や太陽の放射エネルギーによって変動してきたことを理解させる。また、地球の環境と人間生活とのかわりについて考察させる。

ア 活動する地球

(ア) プレートの運動
プレートの分布と運動及びプレート運動に伴う大地形の形成について理解すること。

(イ) 火山活動と地震

火山活動と地震の発生の仕組みについて理解すること。

エ 地球の環境

(イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかわりについて考察すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容(2)のアの(ア)については、マントル内のプレートの存在にも触れること。(イ)の「火山活動」については、プレートの発散境界や収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、火成岩の観察を行うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱うこと。エの(ア)については、地球温暖化、オゾン層破壊、エルニーニョ現象などの現象をデータに基づいて人間生活と関連させて扱うこと。(イ)の「恩恵や災害」については、日本に見られる季節の気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地 学

1 目 標

地学的な事物・現象に対する探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、地学的に探究する能力と態度を育てるとともに、地学の基本的な概念や原理・法則の理解を深め、科学的な自然観を育成する。

2 内 容

(1) 地球の概観

地球の形状や内部構造を観察、実験などを通して探究し、地球の概観を理解させる。

イ 地球の内部

(ア) 地球の内部構造

地震波の伝わり方に基づいて地球内部の構造を理解すること。

(2) 地球の活動と歴史

地球に見られる様々な事物・現象を観察、実験などを通して探究し、地球の活動と歴史を理解させる。

ア 地球の活動

(イ) 地震と地殻変動

プレート境界における地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動などについて理解すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋の事物・現象を観察、実験などを通して探究し、大気と海洋の構造や運動を理解させる。

ア 大気

ア 大気

ア 大気

ア 大気

- (ア) 大気の構造
 - 大気の組成と構造を理解すること。
 - 大気の運動と気象
 - 大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

3 内容の取扱い

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)のアの(ア)については、地球楕円体や地球表面における重力を扱い、ジオイドや重力異常にも触れること。(イ)については、地磁気の三要素及び磁気圏と太陽風との関連を扱うこと。また、地磁気の原因と古地磁気にも触れること。
 - イの(ア)については、走時曲線を扱い、地震波トモグラフィにも触れること。
 - イ 内容の(2)のアの(ア)については、マントル内のブルームも扱うこと。(イ)については、世界の地震帯の特徴をプレート運動と関連付けて扱うこと。また、日本列島付近におけるプレート間地震やプレート内地震の特徴も扱うこと。地殻変動については、活断層と地形との関係にも触れること。(ウ)については、多様な火成岩の成因をマグマの分化と関連付けて扱うこと。また、島弧-海溝系における火成活動の特徴をプレート運動と関連付けて触れること。(エ)については、造山帯の特徴を安定地塊と対比させて扱うこと。
 - イの(ア)については、段丘や海底堆積物も扱うこと。(イ)については、地層や化石に基づいて過去の様子を探究する方法を扱うこと。また、地質図の読み方の概要を扱うこと。(ウ)については、放射年代も扱うこと。(エ)については、日本列島の形成史を地形や地質の特徴に基づいてプレート運動と関連付けて扱うこと。また、付加体も扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のアの(ア)の大気の「組成」については、大気中の水分も扱うこと。大気の「構造」については、各層の特徴と大気における熱収支を扱うこと。(イ)の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧・低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定・不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

内容のイの(ア)の「海洋の構造」については、水温と塩分の分布との関係を中心に扱うこと。(イ)の「海水の運動や循環」については、波浪や潮汐も扱うこと。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第6節 保健体育

第1款 目標

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

第2款 各科目

第2 保健

1 目標

個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内容

(1) 現代社会と健康

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする。

エ 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかかってくる。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

オ 応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当は、正しい手順や方法があること。また、心肺蘇生等の応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれれば、傷

ことから、速やかに行う必要があること。

3 内容の取扱い

(4) 内容の(1)のEについては、二輪車及び自動車を中心に取り上げるものとする。また、自然災害などによる被害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。

(5) 内容の(1)のオについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学習及び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組み態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5) 学習活動については、地域や学校の特徴、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について

知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

第5章 特別活動

第1 目 標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

1 目 標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内 容

学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(2) 適応と成長及び健康安全

ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任

カ ボランティア活動の意義と理解と参画

ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔生徒会活動〕

1 目 標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参画

〔学校行事〕

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- (2) 文化的行事
平素の学習活動の成果を総合的に生かし、その向上の意欲を一層高めた^り、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。
- (3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。
- (5) 勤労生産・奉仕的行事
勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉

仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

【特別支援学校幼稚園部教育要領（抄）】

第2章 ねらい及び内容等

この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として、また、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。

自立活動

1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に

改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

- 2 内容
 - (2) 心理的な安定
 - ア 情緒の安定に関すること。
 - イ 状況の理解と変化への対応に関すること。
 - ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
 - (5) 身体の動き
 - ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
 - イ 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。
 - ウ 日常生活に必要な基本動作に関すること。
 - エ 身体の移動能力に関すること。
 - オ 作業に必要な動作と円滑な移行に関すること。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じ、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学行事の目標及び内容並びに

指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合併するなどして、少人数からくくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第7章 自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を具体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

- 2 心理的な安定
 - (1) 情緒の安定に関すること。
 - (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
 - (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
- 5 身体の動き
 - (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
 - (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関すること。
 - (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
 - (4) 身体の移動能力に関すること。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第4章 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに従う。また、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じた、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに従う。また、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行う。また、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

子ども110番の家活動マニュアル

～子どもたちを事件・事故から守るために～

子ども110番の家 活動マニュアル



平成9年、神戸市で発生した「小学生殺人事件」は大きな社会問題に発展し、

『地域ぐるみで子どもたちを守ろう』

この気運が芽生え、皆さまをはじめ関係機関・団体の御理解・御協力により「子ども110番の家」制度がスタートしました。

しかし、依然として、全国的に子どもを対象にした痛ましい事件が多発しています。

子どもは社会の宝です。次代を担う子どもたちを犯罪・事故の被害から守るために御協力をお願いします。

このマニュアルは、皆さまが子どもたちの安全を守る活動に活用していただくために作成したものです。

石川県警察本部

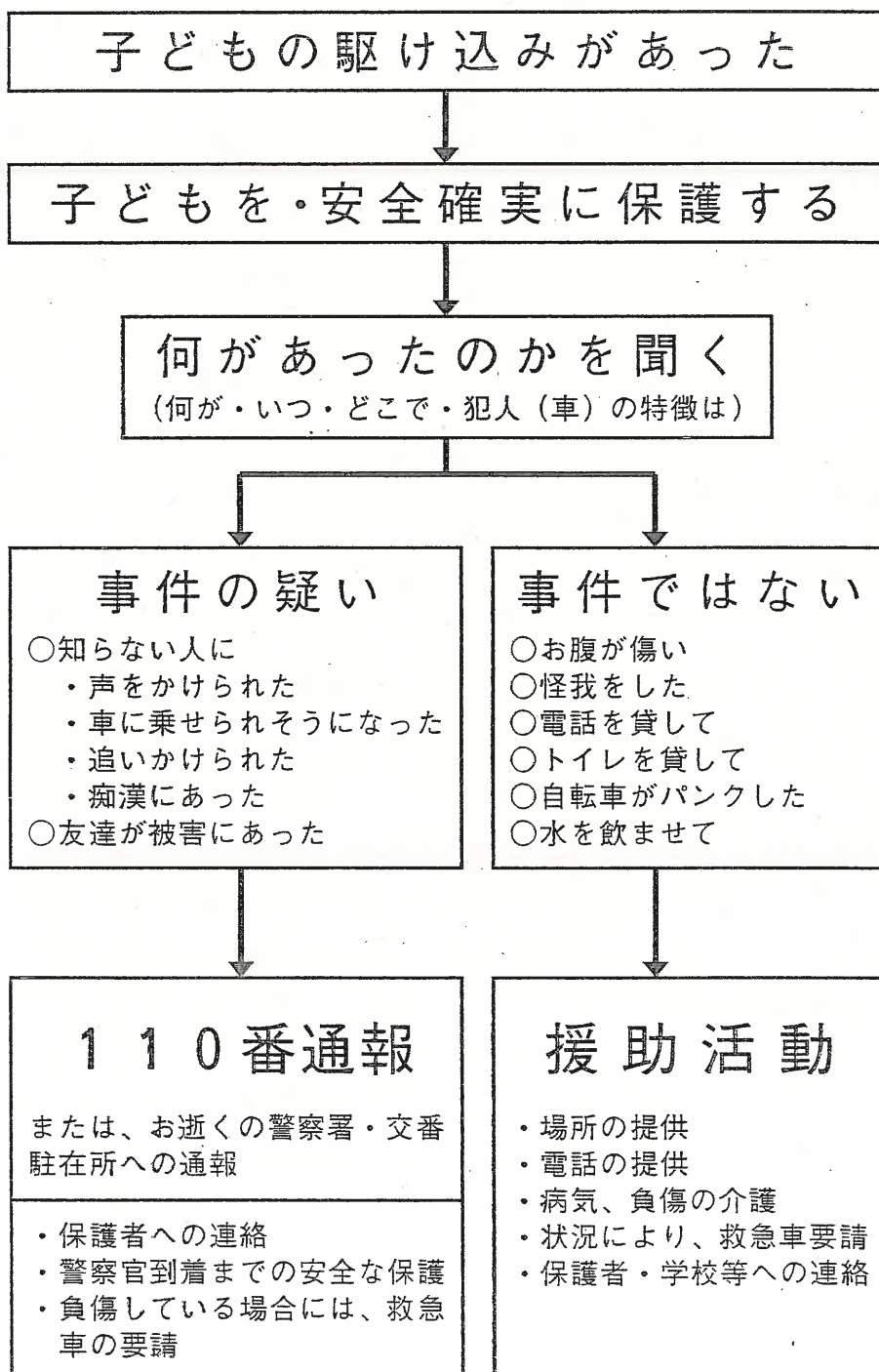
1 「子ども110番の家」とは？

子どもたちが、登下校時や公園・広場などで不審者（車）から

『声掛け・痴漢・付きまとい行為』

などの被害を受けた時の緊急避難場所として、「民家・商店・事業所等」で通常在宅（所）している皆さんに、子どもたちを安全に保護し、同時に110番通報するなど、の協力していただく「家」をいいます。

2 「子ども110番の家」の流れ



3 皆さんへのお願い

① 保護時

- ① まず自分自身が落ち着いて下さい。
- ② 次にお子さんを落ち着かせて下さい。
- ③ 警察官の到着まで、安全で確実な場所にお子さんを保護して下さい。
- ④ 犯人が追跡してくる場合が予想されます。
 - ・玄関を施錠するなど、お子さんと皆さん自身の安全確保を第一に考えて行動して下さい。
 - ・日頃からご近所と連携をとるなど協力体制を確立しておいて下さい。
 - ・可能であれば、犯人の人相・服装などの特徴や車両ナンバー、車種、色を確認して下さい。

② 警察への通報時

- ① 下記の要領でお子さんから話を聞いて下さい。(下記の表を参考にして下さい)
 - ・何があったのか(「声をかけられた」「痴漢にあった」「追い掛けられた」等)
 - ・何時あったのか(何時何分頃なのか、何分前のことなのか)
 - ・場所はどこか(町名、目標となる建物等)
 - ・犯人(不審者)の特徴、車両は
(人数、性別、年齢、身長、体格、服装、車両ナンバー、車種、色等)

② 110番する時は

- ・「子ども110番の家」(住所・氏名・電話番号も)であることを伝える。
- ・お子さんから聞いたことを伝える。
- ・警察官からの質問に対して、端的に答えるとともに指示に従って下さい。
- ・緊急を要する場合(犯人が迫っている)は、そのことを第一に伝えて下さい。
- ・110番が終わったら、警察官が到着するまでお子さんの保護をお願いします。

③ その他

- ① 各地区防犯協会では、地域の安全に関する広報紙『地域安全ニュース』を定期発行しております。「変質者(痴漢)出没マップ」なども掲載しておりますので、回覧等の際には是非ご覧になり参考にして下さい。
- ② 定期的な校下全体会議の開催や、近隣の「子ども110番の家」同士の情報交換などを行い連携を密にして下さい。

何があった?	わいせつ・連れ去り・声掛け・その他()							
いつあった?	月		日()		午前・午後		時	分頃
場所はどこ?								
犯人(不審者)の特徴は?	性別	男・女	年齢	歳位	身長	cm位	体格	中肉・やせ・肥り
	服装				その他特徴			
車両特徴は?	ナンバー				車種		塗色	
被害児童	氏名			住所			電話	

いえのひとと
はなしあって / 書いてみましょう

- いままで、どんな こわいめや あぶないめに あったことがありますか？
- いえのちかくで ひとどおりがすくなくて さびしいしょはどこですか？
- 「たべもの」や「のみもの」に いたすらをする わるいひともいます。 どのようなことに きをつけたいのでしょうか？
- ともだちが「ナイフ」など あぶないものをもってたら あなたはどうしますか？

いえのひとと たしかめあっておきましょう。

* いつもあそんでいる ともだちの「なまえ」と「でんわばんごう」は

なまえ _____

なまえ _____

* なんじまでに いえへかえりますか？ (じ ぶんまで)

* いえにひとがいなくての れんらくさきは

なまえ _____

なまえ _____

* こわいめや あぶないめに あったとき たずけてもらえるところは どこですか？

あなたから、このよう書きましょう。

- おおこえで たすけをよぶ れんしゅう
- くるまのいる、ナンバーをおぼえるれんしゅう
- ひとのとくちよう (ふくそう・かみかたなど) をおぼえるれんしゅう

このしおりは、
いつも めにつくところに
おいておきましょう。

発行 文部省体育局学校健康教育課

(平成11年3月)

たいせつな
じぶんのいのちを
まもるために

防犯のしおり (1・2・3年生用)



こども110ばんの
いえ

文 部 省

こども110ばんの
みせ

いえるかな？

あなたのいえの
じゅうしょと
でんわばんごう



五つのやくそく

「メモ」をしておく

なにか
だれと
なにを
どこに

なにしたらいいか したえあつ

なにしたらいいか したえあつ

なにしたらいいか したえあつ

おやゆびの「あ」
「おおきなこえで たすけよぶ」
ひたしゆびの「ひ」
「ひーとりだけでは あそぼない」
なかゆびの「な」
「なににいくか つたえよう」
くさゆびの「く」
「くーらいよみちは あるかない」
こゆびの「こ」
「こーわいたべもの くちにせす」

しってるかな？

あぶないときに
たずけてもらえる
みせ・いえ



こども110ばんの
いえ

こども110ばんの
みせ

できるかな？

たすけてー



ときどき れんしゅう
しましょう

家の人と話し合ってみましょう。



①今まで、どんなこわいめやあぶないめにあったことがありますか？

②家の近くで人通りが少なく、さびしい場所はどこですか？

③金や物やぬいぐるみにいたずらをする悪い人もいます。どのようなことに気が付いたらよいでしょうか？

④友達がナイフなど、あぶない物をもってたら、あなたはどうしますか？

⑤家の人と話し合ってみましょう。

*いつも通んでいる友だちは

氏名	姓
氏名	姓
氏名	姓

*何時までに家へ帰りますか

時	分
---	---

*家に人がいないときの連絡先

連絡先
連絡先

⑥こわいめやあぶないめにあったときに、助けてもらえるところはどこですか？

- ◎日々、このような練習も必要です。
- ・大声で助けを呼ぶ練習
 - ・車の色、ナンバーを覚える練習
 - ・人の特徴（服装・髪型など）を覚える練習



このしおりは、いつも目につくところに置いておきましょう。

発行 文部省体育高等学校健康教育課 (平成11年9月)

大切な自分の命を守るための

五つの約束



わたしたちは「五つの約束」を守り、こわいめやあぶないめにあわないようにします。

文部省

あなたは、こわいめにあったことがありますか？



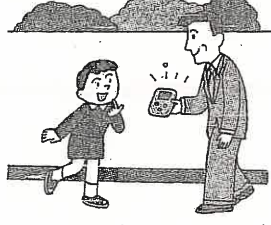
どんな場所がこわいのでしょう？



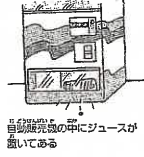
大切な自分の命を守るための
五つの約束

1. こわいとと思ったら大声で助けをもちとめる
2. 外では一人で遊ばない
3. 外出のときは、家の人に行き先を言う
4. 暗くなったら一人で外出しない
5. おかしいなと思ったら食べ物、飲み物は口にしない

どんな様子に見えるでしょう？



さらに、危険が広がらないように
☆あやしい人や車を見たり、こわいめにあったりしたら、すぐに先生・家の人などまわりの大人に話しましょう！
☆友だちや同級生の子どもがこわいめにあっていたら、大声を出して近くの人々に知らせよう！



石川県警察 IP 防犯ネットワーク

石川県警では、安全・安心に役立つ情報を提供しています。


<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/sub.html?mnucode=2823>

安全な暮らし・防犯対策


- 石川県警察IP防犯ネットワーク
 - 石川県警察IP防犯ネットワーク
 - 「IP防犯ネット」情報
 - 「IP防犯ネット」情報 バックナンバー
- 生活安全の確保
- 犯罪抑止対策
- 犯罪等発生マップ
- 子ども・女性安全対策
- 振り込め詐欺対策
- サイバー犯罪対策
- 地震に伴い避難された皆様へ
- 少年警察活動
- 被害者支援
- 暴力団・組織犯罪対策
- 災害対策
- テロ・不審船対策
- 事件情報
- その他

石川県警察IP防犯ネットワーク

石川県警では、警察から安全・安心に役立つ情報を社会各分野の団体・個人にタイムリーに提供することにより、警察関係機関・団体が相互に協力連携して、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する「石川県警察IP (Ishikawa Police) 防犯ネットワーク」を構築しています。



- [犯罪の起きにくい社会づくりの推進（概要）](#)
- [「IP防犯ネット」情報はここから](#)



メールによる相談・要望などはこちらへ

石川県警察マスコット いぬわし君

子ども・女性対策室「JWAT」

不審者発生状況

<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/sub.html?mnucode=280301>

・声かけ発生マップ ・声かけ発生状況 ・子どもの安全対策

子ども（中学生以下）を対象とした事案等最近の発生状況							行為者	
事案の状況								
管轄署	発生日	時間	時間帯	場所	小・中別	性別	被疑者行動別	事案内容
松任	6月5日	18:00	その他	公園	小	男	徒歩	粗暴
金沢中	5月27日	15:40	その他	道路	小	不詳	徒歩	撮影予備
津幡	6月4日	14:50	その他	その他	中	女	徒歩	迷惑行為
金沢西	6月8日	18:00	その他	その他	小	女	自転車	迷惑行為

県警本部、警察署、地区防犯協会からメールで各学校、ボランティア等へ不審者情報等を配信しています。（会員登録が必要→所管の警察署に問い合わせ）

学校での救急事例の取り扱い

分 類	特 徴	学校での取り決め	例
1. 生命にかかわるもの	即刻の措置を要する重症なもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">何よりも救急車の手配</div> 医師・家族はこの次	<ul style="list-style-type: none"> ・せき髄損傷・溺水・気管内異物 ・大出血・薬物誤飲・電気ショック (2階など高所からの転落)
2. 医療機関の確保が第一	早期の専門的措置が生命を救い後遺症の程度を軽くするもの	救急車 119 校 医 ○○-○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・長い意識喪失 ・熱射病 ・重病または広範囲の火傷 ・圧迫ざ傷
3. 1時間程度のうちに専門的処置	患者が気持ちよく満足な治療を受けるため、1時間のうちに受診するのが好ましい。	病院へは養護教諭が付添う ・担任が家庭に連絡して希望の医療機関や家族の希望をきく。	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折(せき髄を除く)・脱臼・火傷 ・39.5度以上の発熱・大裂傷・外傷による意識喪失(ショック)・眼の外傷 ・けいれん
4. 専門家の指導が必要	専門家の指導が必要、ただし即刻というわけではない。時には、担任の即刻の措置必要	<ul style="list-style-type: none"> ・家にかえす場合は必ず電話で連絡をとってかえす。 ※37.8度以上の発熱 ※頻回の下痢で腹痛がある ※持続するはきけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既知のてんかん・急な腹痛 ・37.8度以上の発熱・極端な不快 ・ひどい捻ざ等で歩行できないとき ・急性伝染病の疑いが強いとき
5. 小さな傷害 軽い疾病	学校において教師、児童生徒自身が手当てできるもの	(学級で行う)	・すり傷・きり傷・はな血
		(保健室で行う) 薬品の必要なけが	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐ除去できる眼の異物 ・全身症状のないはきけ ・軽度の下痢・腹痛

石川県教育関係例規集

児童・生徒の事故ならびに非行問題行動等の報告について

昭和42年1月14日 教学発第74号
出先機関長、県立学校長、市町村
教育委員会教育長あて 教育長

[沿革] 昭和59年7月10日教庶発第463号改正

このことについては、従前からのご配慮をお願いしているところではありますが、今後は、下記によりすみやかにご報告くださるよう願います。

記

1 報告すべき事項

- (1) 交通・水難・スポーツ関係の事故による死亡
学校の管理下・管理下外をとわず、児童・生徒が死亡しまたは相手を死亡させた場合はすべてを報告すること。
- (2) 交通事故による負傷
学校の管理下・管理下外をとわず、児童・生徒が負傷しまたは相手を負傷させ、あるいは物品を破損させた場合はすべてを報告すること。
- (3) スポーツ・体育関係の事故による負傷
学校の管理下において発生したもので、全治1か月以上と診断されたものについて報告すること。
- (4) 非行・問題行動その他の事故
学校の管理下・管理下外をとわず、たとえば自殺・長期の家出または犯罪行為等について報告すること。ただし、軽度のぐ犯行為等は除く。

2 報告の内容

報告書には下記事項について記入すること。ただし、事故の種類、内容により若干の項目が省略されることもありうる。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| (a) 学校名 | (h) 学校の管理下・管理下外の別 |
| (b) 事故者氏名・生年月日・性別 | (i) 児童生徒の家庭ならびに学校における生活態度等特記すべき事項 |
| (c) 学年 | (j) 事前指導の状況 |
| (d) 事故発生日時・場所 | (k) 事故発生後の措置および指導した事項 |
| (e) 事故の種類・内容 | (l) その他 |
| (f) 死亡要因・けがの状態 | |
| (g) 事故の原因 | |

3 報告の要領

- (1) 市町教育委員会は原則として教育事務所を經由して報告すること。
- (2) 緊急を要するものは、あらかじめ電話等で報告し、後刻その詳細を2の内容により報告すること。

備考

この報告は、非行・問題行動については学校指導課長、スポーツ・体育関係の事故及び交通・水難その他の事故についてはスポーツ健康課長を経て本職あて行うものとする。ただし、県立学校の管理下における生徒等の事故見舞金等支給要綱（昭和57年7月10日付け教庶発第463号教育長通知）第6条に規定する事故の報告については、学校指導課長、スポーツ健康課長を経た上、庶務課長を経て行うものとする。

参考資料「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」第5条2項

「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前2号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

(様式例)

平成 第 年 月 日
号

教育委員会教育長 殿

校長名 印

児童生徒の事故報告

標記のことに付いて、下記のとおり報告します。

学 校 名					
ふりがな 児童生徒氏名	学科 学年		性 別	男 ・ 女	
			生年月日	年 月 日 (歳)	
保 護 者 氏 名	続柄		住 所		
管理下・ 管理下外の別	管 理 下 ・ 管 理 下 外		事故の種類		
事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
事故発生場所					
けがの状態					
事故原因の 概 要					
児童生徒の家 庭・学校にお ける生活態度 等の特記事項					
事前指導の 状 況					
事故発生後の 措置及び指導 した事項					
そ の 他					

緊急地震速報 利用の心得 ふたんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報がなくても)

緊急地震速報を見聞きしてからの時間は、数秒から数十秒しかありません

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報を見聞きしたら…
(地震の揺れを感じなくても))

家庭では、

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない

自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす

屋外(街)では

- スロッキン等の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意

人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない

エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる

鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりとつかまる

周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

「緊急地震速報 ～まわりの人にも声をかけながら あわてず、まず身の安全を!!」(平成21年11月 気象庁)から抜粋

警察署 一覧

警察署	〒	所在地	電話
石川県警察本部	920-8553	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110
金沢中警察署	920-0993	金沢市下本多町六番丁15番地1	076-262-1171
金沢東警察署	920-0842	金沢市元町2丁目15番1号	076-253-0110
金沢西警察署	920-0336	金沢市金石本町11番地1	076-267-1241
大聖寺警察署	922-0816	加賀市大聖寺東町1丁目1番	0761-72-0670
小松警察署	923-0802	小松市上小松町乙163番地の1	0761-22-5231
寺井警察署	923-1121	能美市寺井町44番地	0761-57-1137
松任警察署	924-0882	白山市八ツ矢町617番地	076-275-1142
鶴来警察署	920-2104	白山市月橋町644番地	076-272-1161
津幡警察署	929-0325	河北郡津幡町字加賀爪40番地の3	076-288-3111
羽咋警察署	925-8567	羽咋市旭町120番地	0767-22-1122
七尾警察署	926-0816	七尾市藤橋町亥部45番地の1	0767-53-4141
穴水警察署	927-0027	鳳珠郡穴水町字川島4番地の1	0768-52-1167
輪島警察署	928-0011	輪島市杉平町鬼田1番地の4	0768-22-0110
能登警察署	927-0433	鳳珠郡能登町字宇出津76番地	0768-62-1334
珠洲警察署	927-1215	珠洲市上戸町北方ろ15番地1	0768-82-0110

石川県交通情報(IPメール)の登録

- ・会員登録をすると、メールで定期的に、県内の交通安全情報が届きます。

学校単位で登録ができますので、希望する学校は、石川県警察本部交通企画課にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

石川県警察本部交通部交通企画課 〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-0110

関係機関 一覧

(1) 石川県交通事故相談

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、無料で相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、更生問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。また、相談内容によっては、弁護士による無料相談も受けられます。

(専門窓口)

石川県交通事故相談

県庁 1 階相談コーナー 〒920-8580 金沢市鞍月 1 - 1

・相談電話 076-225-1690 (月～金 9:00～17:00)

・弁護士相談 (毎月 第3火曜日 13:00～15:00)

奥能登行政センター 〒929-2372 輪島市三井町洲衛 1 0 部 1 1 - 1

・月 1 回 第2火曜日、13:00～15:00 (事前に電話で相談ください。)

・相談電話 076-225-1690 (月～金 9:00～17:00)

(2) 財団法人 石川県交通安全協会(石川県交通安全活動推進センター)

(組織の紹介)

都道府県公安委員会の指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(専門窓口)(財)石川県交通安全協会 〒920-0209 金沢市東蚊爪町 2 - 1

TEL 076-238-0496 (月～金 8:30～17:15)

(3) 財団法人 日弁連交通事故相談センター 金沢支部

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による相談・面接を無料で行っています。

(窓口)(財) 日弁連交通事故相談センター 金沢支部

〒920-0912 金沢市大手町15-15 3F

TEL 076-221-0242 (面接・相談については、予約が必要です。)

受付時間 / 平日 10:00~12:30 一人30分程度、5人まで

(財) 日弁連交通事故相談センターのホームページ

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(4) 財団法人 交通事故紛争処理センター 金沢相談所

(組織の紹介・支援概要)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

(窓口)(財) 交通事故紛争処理センター 金沢相談所

〒920-0853 金沢市本町2-11-7 フコク生命駅前ビル12階

TEL 076-234-6650 FAX 076-234-6651 (事前予約が必要です。)

電話受付時間 / 平日 9:00~17:00

(財) 交通事故紛争処理センターのホームページ

<http://www.jcstad.or.jp/>

(5) 財団法人 自動車事故被害者援護財団

(組織の紹介)

自動車事故による被害者家庭その他の生計困難家庭に対する援護事業を行うことにより、公共の福祉を増進することを目的として設立された、国土交通省及び厚生労働省の許可法人です。

(支援概要)

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金の支給、緊急時一時貸付を行っています。

(窓口) TEL 03-3237-0158 (月~金 10:00~17:00)

(財) 自動車事故被害者援護財団のホームページ <http://jikohigai.org/index.html>

(6) 財団法人 交通遺児育成基金

(組織の紹介)

交通事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて、安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(問合せ先) TEL 0120-16-3611 又は 03-5212-4511

(財)交通遺児育成基金のホームページ

<http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm>

(7) 財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸し付けます。

(専門窓口) TEL 0120-521286 又は 03-3556-0773 (奨学課・直通)

(財)交通遺児育英会のホームページ

<http://www.kotsuiji.com/>

(8) 北陸交通災害等遺児をはげます会

(組織の紹介)

交通事故により、一家の働き手を失った交通遺児に対して、援助活動を行うため発足した民間団体です。

現在は、犯罪被害者及び一般事故の遺児も援護の対象としています。

援護活動支給内容

福祉事務所の母子自立支援員・母子福祉担当者の協力を得て援護の申請をしていただき、適当と認められ当会に登録された遺児を対象に援護を開始します。

支給内容

特別援護金	満 18 歳に達し登録遺児から除外される時	70,000 円
小・中学入学、卒業祝い金	小・中学入学及び中学卒業時	30,000 円
進級祝い金	小・中・高の進学時及び未就学児	10,000 円
夏の手当て	夏休みの郊外活動の補助	10,000 円
冬の手当て	年末の補助	10,000 円
事故死者遺児見舞金	遺児登録時 (遺児一人当たり)	10,000 円

北陸交通災害等遺児をはげます会 (事務局)

〒920-0964 金沢市本多町 3 - 2 - 1 北陸放送会館内

詳細は事務局にお問合せください。

TEL 076-262-8111 (内線 653)・直通 076-262-8656

(9) 交通災害等遺児すこやか資金

県及び市に設置された福祉事務所の支援で、交通、労働、地震等の災害により父又は母を失った義務教育終了前の遺児を励ますため、扶養者に対し一時金が支給されます。

- ・支給額……児童一人当たり 50,000 円
- ・申請期間…遺児となった日から 1 年以内

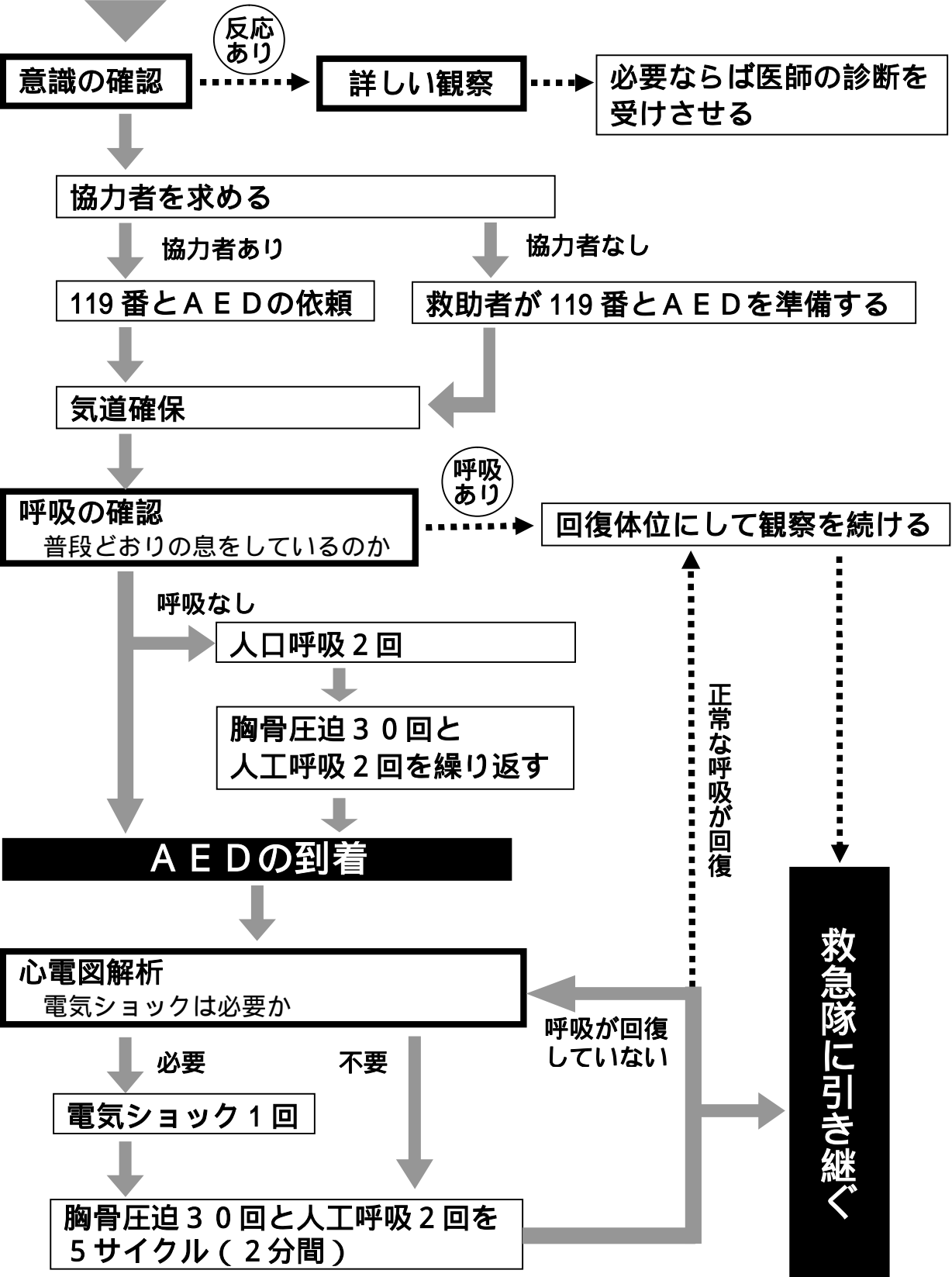
(連絡先) 県及び市の福祉事務所

福祉事務所名	〒	所在地	電話	管轄地域
石川県健康福祉部 厚生政策課	920-8580	金沢市鞍月 1-1	076-225-1414	
石川県南加賀 保健福祉センター	923-8648	小松市園町又 4 8	0761-22-0793	小松市 加賀市
石川県石川中央 保健福祉センター	924-0864	白山市馬場 2 - 7	076-275-2251	能美郡 石川郡 河北郡
福祉相談部	920-8557	金沢市本多町 3-1-10	076-223-9562	
石川県能登中部 保健福祉センター	926-0021	七尾市本府中町 27-9	0767-53-2482	羽咋郡 鹿島郡
石川県能登北部 保健福祉センター	928-0079	輪島市鳳至町畠田 102-4	0768-22-2011	鳳珠郡
金沢市社会福祉事務所	920-8577	金沢市広坂 1-1-1	076-220-2294	金沢市
七尾市福祉事務所	926-0046	七尾市神明町 1	0767-53-8418	七尾市
小松市社会福祉事務所	923-8650	小松市小馬出町 91	0761-24-8051	小松市
輪島市福祉事務所	928-8525	輪島市二ツ屋町 2-29	0768-23-1161	輪島市
珠洲市福祉事務所	927-1295	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7748	珠洲市
加賀市福祉事務所	922-8622	加賀市大聖寺南町 2-41	0761-72-7851	加賀市
羽咋市福祉事務所	925-8501	羽咋市旭町 7 200	0767-22-1048	羽咋市
かほく市福祉事務所	929-1125	かほく市宇野気 2 71-2	076-283-7121	かほく市
白山市福祉事務所	924-8688	白山市倉光 2-1	076-274-9526	白山市
能美市福祉事務所	923-1297	能美市来丸町 1110	0761-52-8002	能美市

一次救命処置の手順

出典：<日本赤十字社HP「一次救命処置の手順」>

負傷者の発生



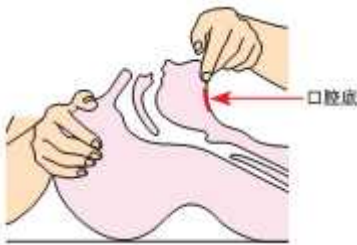
心肺蘇生法の手順

出典：<日本赤十字社HP>



意識の確認

声をかけ、肩を軽くたたき、意識の有無を確認します。反応がなかったり鈍い場合は、まず協力者を求め、119番通報とAEDの手配を依頼して、気道確保を行います。



気道確保(頭部後屈あご先挙上)

一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先に当て、下あごを引き上げるようにして、頭部を後方に傾けます。



呼吸の確認(見る、聴く、感じる)

1. 気道を確保したまま救助者の耳を傷病者の口元に近づけ、視線を傷病者の胸のほうへ向ける。
2. 胸のあたりが上下に動いているか見たり、呼吸音が聴こえるか、物が詰まったような呼吸音ではないか、吐く息を頬で感じるかを5～10秒以内で確かめる。



人工呼吸

普段どおりの息(正常な呼吸)がないときは、人工呼吸を行います。

感染防止のために、フェイスシートや一方向弁付き吹き込み用具などを使用することが推奨されています。

1. 救助者は、気道を確保したまま、額に置いた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。
2. 救助者は自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆う。
3. 約1秒かけて傷病者の胸が上がるのがわかる程度の吹き込みを行う。これを2回続けて行う。(1回吹き込んだらいったん口を離し換気させる)
4. 人工呼吸を行って呼吸の回復を示す変化がない限りは、直ちに次の心臓マッサージ(胸骨圧迫)に移る。



胸骨圧迫

心臓の拍動が停止したり、心臓の機能が著しく低下して血液を送り出せない場合に、心臓のポンプ機能を代行するために行います。

1. 傷病者を固い床面に上向きで寝かせる。
2. 救助者は傷病者の片側、胸のあたりに両膝をつき、傷病者の胸骨の下半分（胸の真ん中）に片方の手の手掌基部を置き、その上にもう一方の手を重ねる。
3. 両肘を伸ばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を4～5cm（成人の場合）押し下げる。
4. 手を胸骨から離さずに、速やかに力を緩めて元の高さに戻す。
5. 胸骨圧迫は毎分約100回のテンポで30回続けて行う。



胸骨圧迫と人工呼吸

心肺蘇生法を効果的に行うために胸骨圧迫と人工呼吸を組合せて行います。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。AEDを使用するとき以外は、心肺蘇生法（特に胸骨圧迫）を中断なく続けることが大切です。人工呼吸が行えないときは、胸骨圧迫だけでも行いましょう。

【参考及び引用文献】

学校安全参考資料 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省
子どもの心のケアのために - 災害や事件・事故発生時を中心に -	文部科学省
石川県地域防災計画	石 川 県
石川の学校安全管理指針	石川県教育委員会
石川の学校安全管理指針 - 補足版 - 学校における地震災害対応マニュアル	石川県教育委員会
子どもの安全と危機管理	第一法規

「石川の学校安全指針（暫定版）」

平成23年8月 発行

石川県教育委員会

(空白ページ)